

各介護サービス事業所・施設管理者 様

世田谷区 高齢福祉部長

長岡 光春

緊急事態宣言解除を踏まえての介護サービス事業所・施設の対応について

日頃から世田谷区の高齢福祉行政にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。  
また、令和3年1月8日付2世高福第1216号「緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について」にて依頼した対応にご協力いただきありがとうございます。

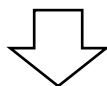
さて、令和3年3月21日付で「緊急事態宣言」が解除になりましたが、東京都からは引き続き「不要不急の外出自粛要請」や「飲食店等に対する営業時間の短縮要請」などが出されております。

こうした状況を踏まえ、介護サービス事業所・施設におかれましては、下記の通り現状の感染防止対策等を継続していただくようお願いいたします。

記

1. 緊急事態宣言解除を踏まえての対応について

緊急事態宣言を踏まえた対応（令和3年1月8日依頼）  
「**感染防止対策を再徹底したうえで、施設等の運営を継続してください。**」



**緊急事態宣言解除後も上記の対応を継続してください。**

2. 感染防止策の再徹底について（令和3年1月8日通知内容の再掲）

新型コロナウイルス関連の介護事業所向けの情報については、区ホームページ「介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ」（下記四角囲みの【世田谷区ホームページ】）で周知しております。「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」や「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について」等の資料を掲載し、内容について随時更新しておりますので、情報をご確認のうえ、職員・利用者の検温、消毒及び換気などの感染防止策の再確認・再徹底をお願いします。また、感染拡大防止対策として、利用者ごとの担当職員を固定するなど人員配置に対して配慮を行う、職員同士の休憩時間等での接触を極力避けるなどの取り組みも効果的であると考えております。

下記の区ホームページでは、都・国・区による感染対策研修の動画配信のご案内も掲載しています。対策には基本的な知識が大変重要です。職員や施設関係者など多くの方の視聴、活用を図っていただければ幸いです。

【世田谷区ホームページ】介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

目次から探す⇒福祉・健康⇒高齢・介護⇒介護保険事業者向け情報⇒

介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujifukushi/003/005/006/010/002/d00184375.html>